

ID: 214

担当部署: 上下水道課

処分の概要	指定の取消し等		
例規名 根拠条項	八頭町下水道排水設備指定工事店規則 第11条第2項		
例規番号	平成17年規則第117号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (指定の取消し又は一時停止)  第11条 町長は、指定工事店から前条第1項の届出を受けたときは、指定を取り消さなければならない。</p> <p>2 町長は、指定工事店が次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消し、又は一定期間指定工事店としての効力を停止することができる。</p> <p>(1) 条例又はこの規則等に違反したとき。</p> <p>(2) 業務に関し、不誠実な行為があるなど、町長が指定工事店として不相当と認めたとき。</p> <p><b>【基準】</b>  根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 26 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日